

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○推進体制

- ・ 町内組織の推進体制を強化することで、情報共有を徹底し地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応を図るため、市民やNPO、企業、議会などと意見交換できる仕組みづくりとして「震災復興宇城市民会議」を創設した。
- ・ 事業の評価方法としては、PDCAサイクルを用いて、客観的に行った。また、評価においては担当部署のみならず、「震災復興宇城市民会議」においても計画を評価（Check）し、市民のニーズや満足度を捉えて適切な評価結果をもとに改善（Act）につなげた。
- ・ また、推進に当たっては次の方針に基づき進めた。
 - 国・県の復興支援制度を活用した復旧・復興の推進
 - 健全財政運営に基づく復旧・復興の推進
 - 市民参画による復旧・復興の推進
 - 主体別の役割に基づく復旧・復興の推進
 - 広域連携による復旧・復興の推進

○総合計画審議会の設置

- ・ 計画の策定に当たっては、市総合計画審議会条例に基づき、20人以内の学識経験者、幅広い意見を聞くため、各種団体代表などの市民で構成する「総合計画審議会」を平成28年11月1日に設置、井田貴志 熊本県立大学教授を会長に迎え、市長の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について審議した。
- ・ 審議会は平成28年11月1日から平成29年3月23日にかけて計5回開催された。審議会では、平成29年度からの8年間を見据えた第2次宇城市総合計画の策定にあたり、さまざまな分野から幅広い視点で議論が行われた。

表 総合計画審議会の開催

総合計画審議会	市総合計画審議会条例に基づき、20人以内の学識経験者、各種団体代表等の市民で構成され、市長の諮問に応じ、総合計画策定に向けて審議・答申を行いました。（平成28年11月1日設置 会長 井田貴志 熊本県立大学教授）	
	開催日	主な協議内容
	平成28年11月1日	◆第1回会議 ①委嘱状交付 ②諮問 ③総合計画概要および策定スケジュール説明 ④意見交換
	平成28年11月29日	◆第2回会議 ①前期基本計画（草案）第1稿の提示 ②施策別協議（グループワーキング）
	平成29年1月17日	◆第3回会議 ①前期基本計画（草案）第2稿の提示 ②個別協議（グループワーキング）
	平成29年2月21日	◆第4回会議 ①基本構想（草案）および前期基本計画（草案）第3稿の提示 ②全体協議
	平成29年3月23日	◆第5回会議 ※最終回 ①基本構想（案）および前期基本計画（案）の提示 ②全体協議 ③答申
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>第1回会議</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第3回会議（グループワーキング）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第4回会議（全体協議）</p> </div> </div>		

（出典）宇城市「第2次宇城市総合計画」

【20160117】復旧・復興計画の策定（美里町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 「美里町復旧・復興計画」は、住民、行政及び関係団体が認識を共有し、早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくため、本町の復旧・復興への道しるべとして基本的な考え方を明らかにするとともに、取り組むべき主要施策や具体的な取組を体系的に定め、着実に推進していくために策定するものとした。

○計画の位置づけ

- ・ 「美里町復旧・復興計画」は、美里町第2次振興計画を補完する計画として定め、基本計画の一部として策定された。
- ・ 「美里町復旧・復興計画」は、今回の熊本地震及び豪雨災害により被災したことに對し、復旧・復興を通じてまちづくりをいち早く進めていくものであり、その他の災害全般における個別具体的な「防災・減災」への取り組みについては「美里町地域防災計画」で対応した。

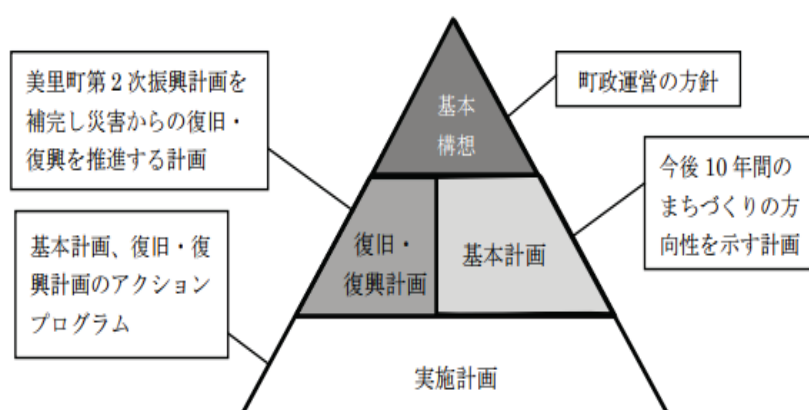


図 美里町復旧・復興計画の期間

(出典) 美里町「美里町復旧・復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 美里町第2次振興計画を補完する計画として位置づけることから、計画の対象期間は平成28年度から前期基本計画の最終年度にあたる平成32年度までの5年間とした。
- ・ ただし、復興には5年以上の長期的な視点で取り組むべき課題も多いため、平成33年度以降も「美里町第2次振興計画後期基本計画（平成33年度～平成37年度）」に盛り込み、継続して取り組むこととした。

【美里町復旧・復興計画の期間】

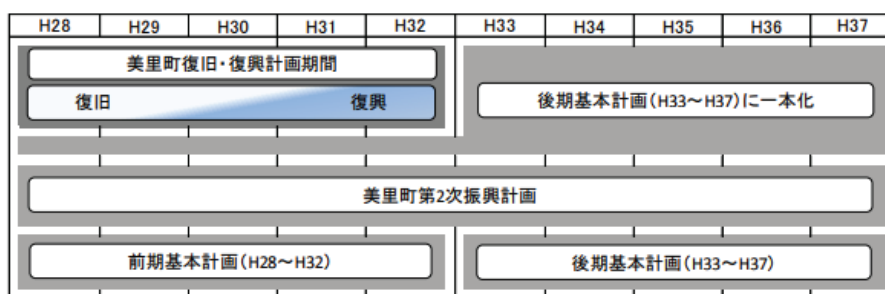


図 美里町復旧・復興計画の期間

(出典) 美里町「美里町復旧・復興計画」

○計画の内容

- ・ 復旧・復興計画は、「基本目標 1：住まいと暮らしの再建」、「基本目標 2：社会生活基盤の整備」、「基本目標 3：地域経済の復興」及び「基本目標 4：防災力強化」の 4 つの項目にて構成された。
- ・ 各基本目標別に、2～3 の施策が掲げられた。

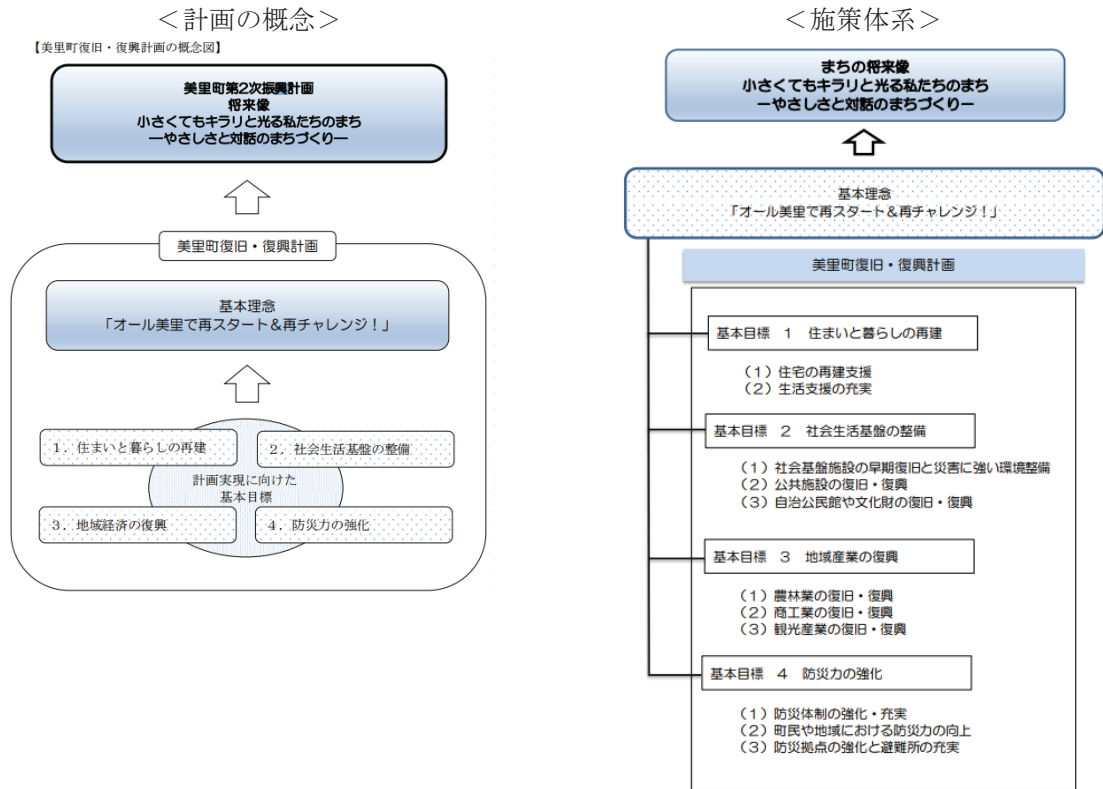


図 美里町復旧・復興計画の概念と施策体系

(出典) 美里町「美里町復旧・復興計画」より作成

③策定プロセス

○住民アンケート調査

- ・ 震災及び豪雨災害からの復旧・復興の道標となる、「美里町復旧・復興計画」を策定するにあたり、町民の考えや意見を把握し、今後の復旧・復興の参考として活用するために実施した。
- ・ 調査対象者
 - ア) 町内在住の熊本地震による被害が一部損壊以上の居住者罹災者世帯 (754 世帯)
 - イ) 豪雨災害による家屋流出世帯 (アに含まれる)
- ・ 基準日：平成 28 年 10 月 12 日
- ・ 調査期間：平成 28 年 10 月 17 日～平成 28 年 10 月 30 日

【20160118】復旧・復興計画の策定（大津町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 大津町復旧・復興計画は、「平成28年熊本地震」からの復興として、復旧・復興に関する方針を定めるとともに、震災で得た教訓を今後の『大津のまちづくり』に活かしていくための方向性を示すことを目的として策定した。

○計画の位置づけ

- ・ 本計画は、熊本県が策定している「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の内容に沿ったものとし、緊張かつ重要な特定施策としての取り組みについて記載されており、次期の大津町振興総合計画（平成30年度～）と連動させるとともに、町民アンケートや座談会・大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッションでの住民意見を踏まえた策定した。

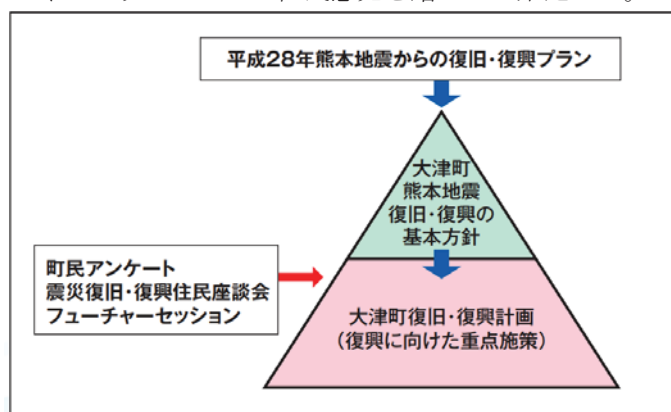


図 大津町復旧・復興計画の位置づけ

(出典) 大津町「大津町復旧・復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 具体的な取り組みをその内容から「復旧期間」と「復興期間」に区分し、復旧期間2年、復興期間を3年とした。
- ・ 復旧期間は、生活再建、被災した住宅や道路等のインフラの復旧を行う期間とした。
- ・ 復興期間は、長期的ビジョンに立ったまちづくりを展開し、大津町の創造的復興を本格的に進めていく期間とした。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
復旧期間	→					
復興期間	■	■	■	■	■	→ 第6次大津町振興総合計画への引継ぎ

図 大津町復旧・復興計画の期間

(出典) 大津町「大津町復旧・復興計画」

○計画の内容

- ・ 熊本地震復旧・復興の基本方針として①住民生活・くらしの再建、②社会基盤の復旧・経済の再生、③命を守る・災害に強いまちづくりと、3つの方針から構成された。

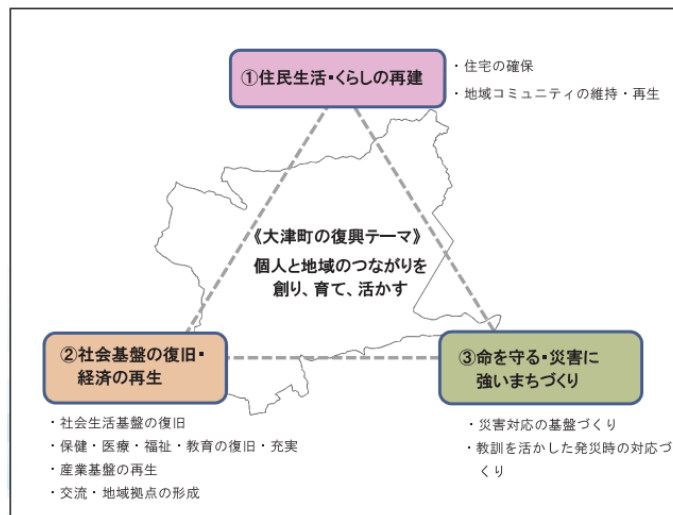


図 大津町復旧・復興計画の内容

(出典) 大津町「大津町復旧・復興計画」

③復興計画の策定プロセス

- ・ 策定にあたり、町内全世帯に対しての「熊本地震に関するアンケート調査」を実施した。
- ・ 平成 28 年 8 月 29 日（月）～9 月 1 日（木）に「震災復旧・復興住民座談会」を開催し、町の被災状況や災害復旧状況の説明、テーマごとに分かれての住民懇談会を行った。
- ・ 平成 28 年 10 月 16 日（日）に大津町の復興に向けて住民の意見を聴くための場として「大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッション - 未来へつなげる震災の記憶 -」を開催した。
- ・ 平成 29 年 3 月 8 日（水）～13 日（月）に住民へ復旧・復興計画（案）を説明し意見を聴くための場として「復旧・復興計画説明会」を開催した。

表 大津町復旧・復興計画の策定経緯

年月日		内容
平成 28 年	8 月 29、30 日、9 月 1 日	震災復旧・復興住民座談会
	9 月議会	復旧・復興計画業務委託料補正
	10 月 16 日	震災復興住民ワークショップ (大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッション)
	10 月 17～31 日	復旧・復興住民アンケート実施
	12 月議会	復旧・復興計画（素案）説明
	12 月 28 日	復旧・復興計画（素案）公表 (意見締切：平成 29 年 1 月 20 日)
平成 29 年	2 月議会	復旧・復興計画（案）説明
	3 月 3～17 日	復旧・復興計画（案）公表
	3 月 8、9、13 日	町民への説明・意見交換

(出典) 大津町「大津町復旧・復興計画」より作成

【20160119】復旧・復興計画の策定（高森町）

①計画の目的と位置付け

○計画の目的

- ・ 平成 28 年熊本地震からの早期復旧、また創造的復興を目指すための取り組みを示し、復旧・復興を着実に進めていくため、「平成 28 年熊本地震 高森町復旧・復興計画」を策定、平成 28 年 11 月 25 日に計画案を公表し、平成 29 年 1 月 13 日までのパブリック・コメントを実施し、平成 29 年 3 月 28 日に公表した。

○計画の位置づけ

- ・ 計画に基づき、熊本地震からの復旧・復興に取り組む過程で、必要に応じて、震災前に策定された「高森町観光立町推進計画」、「総合計画」、「地域防災計画」等の見直しを行っていくものとし

て位置づけられた。

②計画期間と内容

○計画の期間

- ・ 計画に記載されている取り組みの中には、インフラ整備等、単年で終了するものだけでなく、複数年かけて取り組んでいく必要があるものもある。
- ・ このため、取り組みについて実施計画を作成し、進捗状況を管理し、関係者間で共有することにより、計画の実現可能性を高め、また、町の災害対応能力を向上させることに繋げるとしている。
- ・ また、復旧・復興計画の実施は、町の財政状況等に左右される部分が大きいいため、実施計画についても必要に応じて見直しを行うとしている。

○計画の内容

- ・ 震災前よりも発展した復興“創造的復興”の視点に立ち、「生活」「観光」「まちづくり」の3つの観点で復旧・復興に向けた取組について記載している。
- ・ 熊本地震の影響は広範囲に及んでいることから、実施に当たっては、行政区域にとらわれず、同じ課題に直面している近隣町村等と積極的に連携するとした。
- ・ 具体的には、以下のような取り組み内容について定めている。

表 復興に向けた取り組み

観点	取り組み内容
生活	南阿蘇鉄道の全線復旧
	通学バスの運行
	住居の確保
	文教施設の早期復旧
	文化財の復旧
観光	高森町の情報発信
	誘客イベントの実施
	復興支援バスツアーの実施
	南阿蘇鉄道の創造的復興
	「高森町観光立町推進計画」の見直し
	商工業者が行う販路開拓等に対する支援
まちづくり	①インフラ等の整備
	役場庁舎の強靱化
	防災拠点の整備
	防災倉庫の整備
	子育て支援センターの強化
	電気の安定供給の確保
	水の安定供給の確保
	防災道路の整備
	避難場所の整備
	②災害時の情報発信体制の強化
	たかもりポイントチャンネル、SNS等の活用
	防災無線の活用
	トランシーバーの活用
	ラジオの活用
	③平時における備え
	避難所の運営
	災害廃棄物の処理
	関係者間での情報共有
	町全体の防災意識、災害対応能力の向上
他自治体との連携の推進	

(出典) 高森町「平成28年熊本地震高森町復旧・復興計画」より作成

【20160120】復旧・復興計画の策定（南阿蘇村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 平成 29 年 1 月に、これからの復旧・復興に向けて、震災を経験して得た教訓を活かし、むらづくりの指針として「南阿蘇村復興むらづくり計画」を策定・公表した。

○計画の位置づけ

- 本計画は、震災前の平成 27 年 4 月に策定された村づくりの基礎を築くための指針である「第 2 次南阿蘇村総合計画」の一部として位置づけられた。
- 総合計画の各行政分野の施策に、震災からの復旧・復興の視点を取り入れるとともに、震災前の平成 27 年 10 月に人口減少の克服や地方創生に向けて策定された「南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の取組との連動にも留意して、10 年間を目安に重点的に取り組むことをまとめた、震災関連分野での基本計画とした。

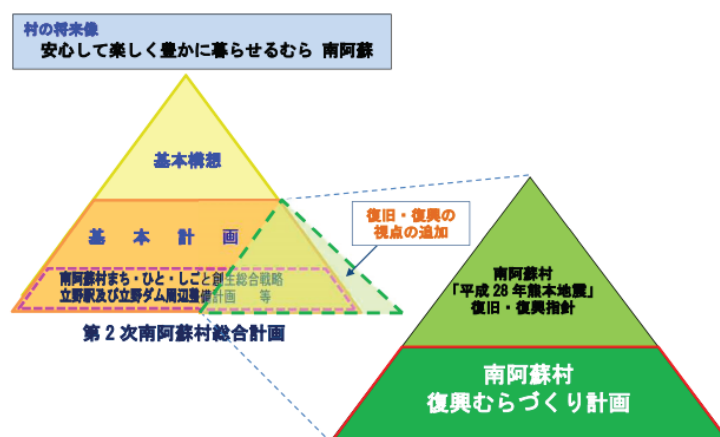


図 南阿蘇村復興むらづくり計画の位置づけ

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」

②計画期間と内容

○計画の目標・期間

- 復興にあたっては、当面 10 年間で復旧期[3 年]・再生期[5 年]・発展期[10 年]に区分し、順次・計画的に取り組むとしている。

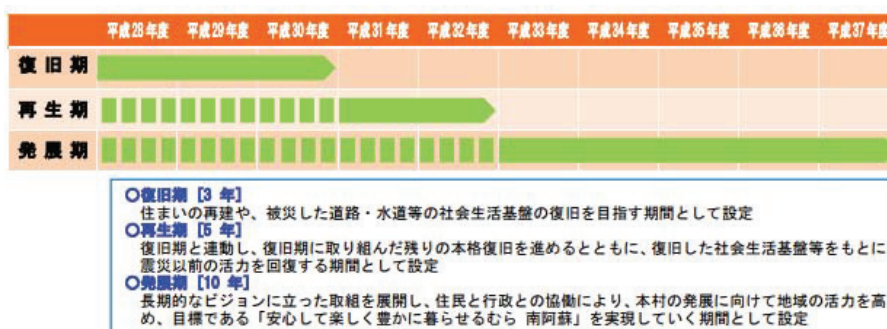


図 南阿蘇村復興むらづくり計画の期間

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」

○計画の内容

- 以下の 3 つの基本方針を掲げ、住民ニーズや社会的な要請に対応し、村の将来像である「安心して楽しく豊かに暮らせるむら南阿蘇」の実現を目指す計画とした。
 - 南阿蘇らしい暮らしやすさに配慮した住まいの復興と、移住・定住の促進

- なりわいや観光の振興と、これらにつながる迅速な社会生活基盤の復興
 - 安全で安心な暮らしができる、災害に強いむらづくり
- ・ 具体的には、以下のような復興に向けた重点施策と各施策の取り組み内容について定めているほか、基本方針に基づく地区別の復興方針を定めている。

表 復興に向けた重点施策

重点施策	取り組み内容
村民生活の再生	1.安全な住まいの確保
	2.社会生活基盤の再生
	3.保健・医療・福祉・教育の復旧・充実
	4.地域コミュニティの維持・再生
産業・経済・観光の再生	1.なりわいの再生
	2.観光・景観の再生・充実
	3.交流・地域拠点の形成
自然災害に対する安全・安心の確保	1.土砂災害対策
	2.防災・避難対策
	3.自助・共助・公助の連携

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」より作成



図 南阿蘇村復興むらづくり計画の復興将来像

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」

③復興計画の策定プロセス

○策定プロセス

- ・ 復興計画の策定にあたり、北園芳人 熊本大学名誉教授を委員長に迎え、外部委員による「策定委員会」を設置し、11月4日から1月18日にかけて計3回の策定委員会、12月26日～1月10日に計画案に対する住民意見募集を実施し、平成29年1月30日に計画案の議会報告、1月31日に「南阿蘇村復興むらづくり計画」の策定・公表を行った。
- ・ また、策定委員会開催に先行あるいは並行して9月29日から12月18日にかけて計2回の住民説明会、アンケート及び住民によるワークショップを開催し、幅広く住民の意向を集約し、復興むらづくり計画に反映された。

表 南阿蘇村復興むらづくり計画の策定プロセス

年月日		内容
平成 28 年	9 月 29 日～10 月 9 日	第 1 回住民説明会開催
	10 月 14 日～25 日	住民アンケート実施
	11 月 4 日～26 日	住民ワークショップ開催
	11 月 8 日	第 1 回策定委員会開催
	12 月 5 日	第 2 回策定委員会開催
	12 月 17 日～18 日	第 2 回住民説明会開催
	12 月 26 日～1 月 10 日	計画案に対する住民意見募集
平成 29 年	1 月 18 日	第 3 回策定委員会開催
	1 月 30 日	計画案の議会報告
	1 月 31 日	計画策定

表 策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	熊本大学 名誉教授
委員	熊本大学 減災センター長
委員	熊本県立大学 環境共生学部 准教授
委員	議会復興特別委員会委員長
委員	議会復興特別委員会副委員長
委員	立野区長
委員	新所区長
委員	立野駅区長
委員	黒川区長
委員	長野区長
委員	村消防団団長
委員	村観光協会会長
委員	村農業委員会会長
委員	NPO 法人代表
委員	小学校 PTA 副会長

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」より作成

○住民説明会

- ・ 第 1 回住民説明会（平成 28 年 9 月 29 日～10 月 9 日）においては、復興むらづくり計画の策定、被災状況、復旧事業、復興事業及び今後のスケジュールについての説明があった。なお、第 1 回住民説明会は、6 地域で実施され、合計の参加者数は 526 名であった。
- ・ 第 2 回住民説明会（平成 28 年 12 月 17 日、18 日）においては、村内道路の復旧及び復興むらづくり計画（案）についての説明があった。なお、第 2 回住民説明会は、2 地域で実施され、合計の参加者数は 240 名であった。

○住民ワークショップ

- ・ 住民ワークショップ（平成 28 年 11 月 4 日～11 月 26 日）においては、被災状況の確認が行われ、住宅の再建及び地区の復興について、住民意向の意向が確認された。なお、住民ワークショップは、7 地域でそれぞれ 1 回実施され、合計の参加者数は 283 名であった。

【20160121】復旧・復興計画の策定（御船町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 御船町震災復興計画は、震災を克服するべく、町民・地域・団体・企業・行政等が一丸となった「オールみふね」により、復旧の取り組みや、町民の生活再建等を加速させ、震災前よりもさらに発展を遂げた復興“創造的復興”を目指すとともに、震災前の平成24年3月に策定された「第5期御船町総合計画」に掲げる将来像を実現するべく、今後の取組の方向性をまとめたものとして、平成29年3月に策定・公表した。

○位置づけ

- 復旧・復興に向けて実施する事業や、その実施主体、実施時期など、具体的な取組の方向性をまとめた。
- 他計画との関係性は、震災前に策定された「第5期御船町総合計画（平成24年3月策定）」を上位計画、「御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月策定）」を関連計画として位置づけ、町の将来像『自然いっぱい夢いっぱい 活気あふれる交流の町 御船』を実現するべく、各種計画に基づく事業を連携・連動させていくものとした。
- 本計画に搭載した事業については、計画間で整合性を確保し、効果的・効率的に取り組みを進めるため、「第5期御船町総合計画」の後期基本計画に反映・上乘せし、「御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本計画を展開する上で必要に応じて見直しを行うこととした。

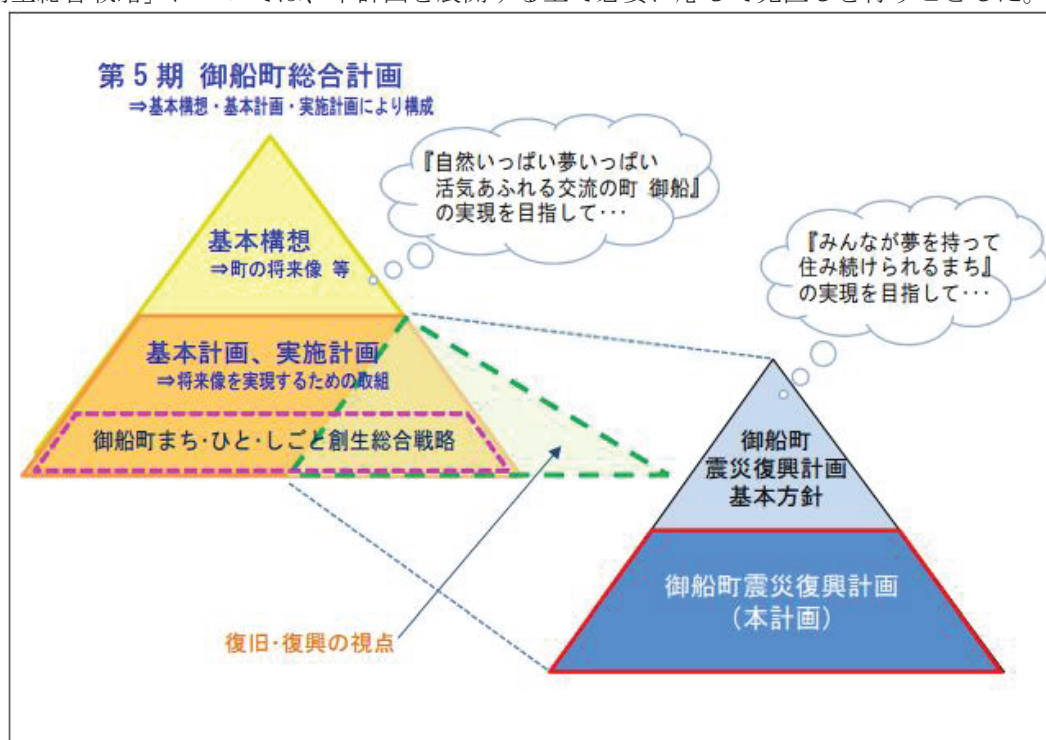


図 御船町震災復興計画の位置づけ

(出典) 御船町「御船町震災復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- 本計画は、「復旧期」と「復興期」をもって構成し、計画期間は8年間とした。
 - 復旧期…被災者の生活再建を第一に、道路や水道等のインフラや公共施設、地域コミュニティを元の姿に戻す期間とし、計画期間は、平成28年度から4年間とした。
 - 復興期…震災前よりもさらに発展するために、復旧したインフラの活用等を図りながら、まちづくりを進める期間とし、計画期間は、平成32年度から4年間とした。



図 御船町震災復興計画の期間

(出典) 御船町「御船町震災復興計画」

○計画の内容

- 復興の取り組みを進めていく上での土台となる考え方として、2つの基本理念「絆と共働を基調とした復興」「未来へつながる復興」を設定した。
- 基本理念を土台に、町民・地域・団体・企業・行政等が一丸となった「オールみふね」による取り組みを進める上で、多様な活動主体が共有すべき、わかりやすい目標を明示することが必要と考え、復興した町の姿を示す将来像「みんなが夢を持って住み続けられるまち」、スローガン「あの日を忘れず、共につなごう未来へ！」を設定した。
- 復旧・復興に向けた各種計画として、5つの分野による取り組みを進めていくとしている。
 - 被災者の生活再建 ～たちあがる～
 - 地域コミュニティの再生 ～つながる～
 - 災害に強いまちづくり ～そなえる～
 - 公共施設の復旧 ～もどす～
 - 産業の発展 ～さかえる～
- さらに町の復興を牽引する重点施策として、10の重点プロジェクトを設定した。
- また、地区の実情に応じたきめ細かな早期の復旧・復興を目指し、町を現小学校区・旧小学校区の10地区に区分した上で、各地区の現状・実態や、町全体からの位置づけ等を踏まえた、地区別の取り組みの方向性をとりまとめた。

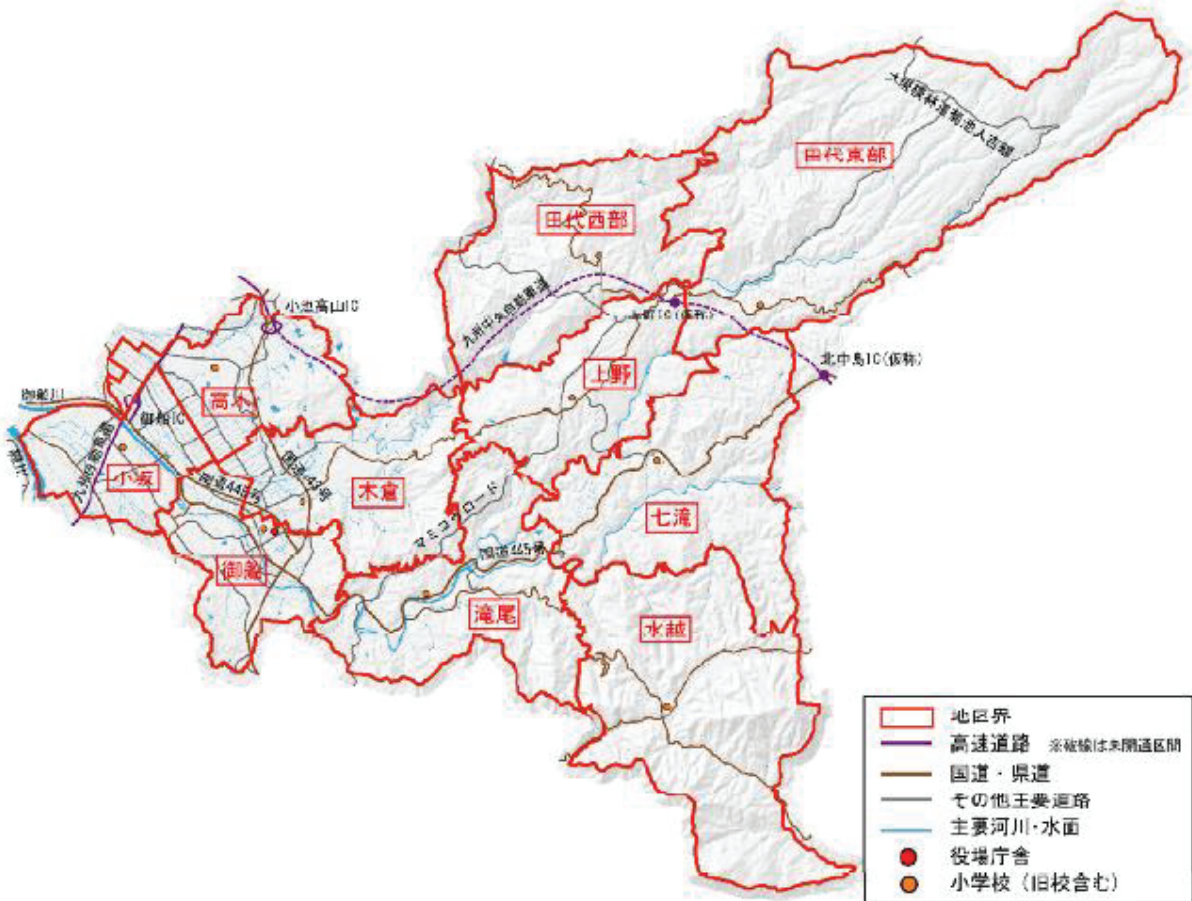


図 御船町震災復興計画の内容

表 復興に向けた10の重点プロジェクト

分野	プロジェクト
被災者の生活再建～たちあがる～	災害公営住宅供給プロジェクト
地域コミュニティの再生～つながる～	持続可能な集落づくりプロジェクト
災害に強いまちづくり～そなえる～	広域防災拠点創出プロジェクト
	防災拠点機能強化プロジェクト
	防災情報高度化プロジェクト
	安全・安心の住環境創出プロジェクト
公共施設の復旧～もどす～	まちの顔再生プロジェクト
産業の発展～さかえる～	御船原台地利活用プロジェクト
	復興産業拠点創出プロジェクト
	力強い農業再生プロジェクト

地区名	小学校区	大字
1 御船地区	御船小学校区	御船、辺田見、滝川
2 滝尾地区	滝尾小学校区	滝尾
3 水越地区	旧水越小学校区（現七滝中央小学校区）	水越（大部分）
4 七滝地区	旧七滝小学校区（現七滝中央小学校区）	七滝、水越（一部）、上野（一部）
5 上野地区	旧上野小学校区（現七滝中央小学校区）	上野（大部分）
6 田代東部地区	旧田代東部小学校区（現七滝中央小学校区）	田代、上野（一部）
7 田代西部地区	旧田代西部小学校区（現七滝中央小学校区）	田代
8 木倉地区	木倉小学校区	木倉
9 高木地区	高木小学校区	高木
10 小坂地区	小坂小学校区	小坂、陣、豊秋



注：各地区を構成する大字の境界は、総務省「統計 GIS」から取得したものである

図 御船町震災復興計画における地区の区分

	被災者の生活再建	地域コミュニティの再生	災害に強いまちづくり	公共施設の復旧	産業の発展
【取組方針1】 子育て世代や高齢者など、多様な世代が生き生きと暮らし続けられるまちづくりを進めます。	・住まいの再建支援 ・町営住宅（辻団地、妙見坂団地）の早期復旧 ・災害公営住宅の整備検討 ・御船中学校の早期復旧	・仮設住宅団地でのコミュニティ形成支援 ・御船分館の早期復旧 ・自治組織の活動支援	・集落における災害に強い住環境整備	・身近な道路の早期復旧 ・下水道施設の早期復旧	
【取組方針2】 豊かな自然を身近に感じられ、災害に対する不安も無い、安全で快適なまちづくりを進めます。	・造成宅地（中原団地）の安全対策		・矢形川の早期復旧 ・御船川左岸一帯での避難所の整備検討 ・避難所における防災拠点としての機能強化 ・急傾斜地等の危険箇所の防災対策	・身近な河川の早期復旧 ・文化財（今城大塚古墳）の早期復旧	・水路の早期復旧 ・農地等の生産基盤復旧支援
【取組方針3】 まちの顔としての機能を取り戻し、町全体の復興を牽引できるまちづくりを進めます。			・役場庁舎における防災拠点としての機能強化 ・防災機能を備えた総合運動公園の整備検討	・役場庁舎の早期復旧 ・街なかギャラリーの早期復旧 ・スポーツセンター、カルチャーセンターの早期復旧 ・ふれあい広場、ポケットパークの早期復旧 ・恐竜博物館の早期復旧	・観光交流センターでの化石発掘体験環境整備 ・御船原台地の活用に向けた道路整備（町道新設） ・県道239号の改良

取組方針に基づく主要施策

図 地区別の取組の方向性の例（御船地区）

（出典）御船町「御船町震災復興計画」

③復興計画の策定プロセス

○策定プロセス

- 復興計画の策定にあたり、庁内に町長、副町長、教育長、各課（局）長で構成される復興推進本部と5つの取り組み分野を推進するワーキンググループ会議（各係長で構成）、企画財政課内に事務局を設置し、平成28年10月から平成29年2月にかけて地区座談会を計10回、ワーキンググループ会議を計2回、町民・区長・中学生を対象としたアンケート調査、高校生を対象としたワークショップを実施した。
- 平成28年12月に、井田貴志 熊本県立大学教授を委員長に迎え、学識者、各種団体、行政関係者等で構成される「震災復興計画策定会議」が設置され、12月27日から3月22日にかけて計3回の策定会議、3月8日～14日に計画案に対するパブリック・コメントを実施し、平成29年3月17日に計画案の諮問、3月29日に答申、3月31日に「御船町震災復興計画」の策定・公表を行った。

表 御船町震災復興計画の策定プロセス

年月日		内容
平成28年	10/7	震災復興計画基本方針の策定
	10/17～11/11	地区座談会の開催
	12/2	ワーキンググループ会議（第1回）の開催
	12/15	高校生ワークショップの開催
	12/16	区長アンケート調査の実施
平成29年	12/27	震災復興計画策定会議（第1回）の開催
	1/14	町民アンケート調査の実施
	2/2	中学生アンケート調査の実施
	2/7	ワーキンググループ会議（第2回）の開催
	2/22	震災復興計画策定会議（第2回）の開催
	3/8～14	計画案に係るパブリックコメントの実施
	3/17	計画案の諮問（町長⇒震災復興計画策定会議）
	3/22	震災復興計画策定会議（第3回）の開催
	3/29	計画案の答申（震災復興計画策定会議⇒町長）
3/31	計画の策定	

表 震災復興計画策定会議委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	熊本県立大学 教授
委員	町社会福祉協議会
委員	町民生委員児童委員協議会
委員	町嘱託員会 2名
委員	町婦人会
委員	町公民館小坂分館
委員	町公民館高木分館
委員	町消防団
委員	警察署
委員	上益城消防組合
委員	町教育委員
委員	PTA 連絡協議会
委員	上益城地域振興局土木部
委員	町商工会
委員	町観光協会
委員	上益城農業協同組合
委員	町認定農業同友会
委員	町農業委員会
委員	上益城地域振興局

(出典) 御船町「御船町震災復興計画」より作成

【20160122】復旧・復興計画の策定（嘉島町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 安全・安心な町民生活を取り戻し、未来へつながるまちづくりに向けて、町民と復興像を共有し、震災前の姿にいち早く戻す単なる復興ではなく、それを踏まえて一步上をいく、よりよい状態にするさらなる発展を期して具体的な復旧・復興の取組を推進していくことを目的として「嘉島町復興計画」が平成 29 年 3 月に策定・公表された。

○計画の位置づけ

- 復興計画の策定に先立ち、「嘉島町震災復興基本方針」平成 28 年 8 月に策定、9 月に公表している。
 - くらし・生活の再建と社会基盤の復旧
 - 町内企業の復旧・復興
 - 東部台地及び芝原土地区画整理事業の推進
 - 上仲間・下仲間地区計画の推進
 - 定住促進と企業誘致によるさらなる発展
- 本復興計画の策定にあたっては、上記復興基本方針で掲げた基本方針を踏まえ、平成 28 年熊本地震の一連の災害からの復興に向けての取り組みを、総合的に示すものとした。
- 町の行政計画である、震災前に策定された町政全般の方針を示す「第 5 次嘉島町総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」を核として、地方創生の要となる「嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）」をはじめ、関連個別計画も踏まえた施策、事業の位置づけを行い、速やかな復旧・復興を示すものである。

■嘉島町復興計画の位置づけ■

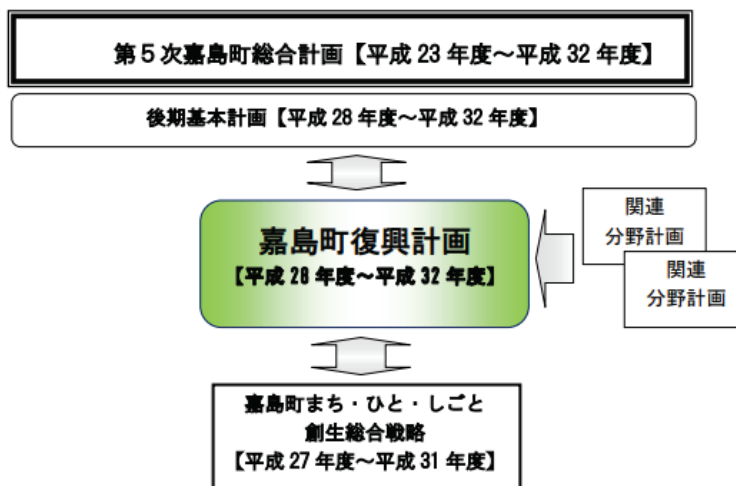


図 嘉島町復興計画の位置づけ

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とした。

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
	第 5 次嘉島町総合計画後期基本計画					
	嘉島町復興計画					
	嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略					

図 嘉島町復興計画の期間

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

○計画の内容

- ・ 震災前の平成 28 年 3 月に策定した「第 5 次嘉島町総合計画後期基本計画」の基本理念「活力とうるおいに満ちた田園文化都市 一住んで良かった！ 水の郷 嘉島」の実現に向けて、「安全・安心」「予防・減災」「再生・発展」「協働・共有」の 4 つの視点のもと、3 つの将来像「活力と魅力あふれるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「人」が主役のまちづくりを設定し、具体的な施策・事業に取り組むこととした。

【基本理念】

活力とうるおいに満ちた田園文化都市
—住んで良かった！ 水の郷 嘉島—
～第5次総合計画の基本理念を継承します～

【将来像別取組分野】

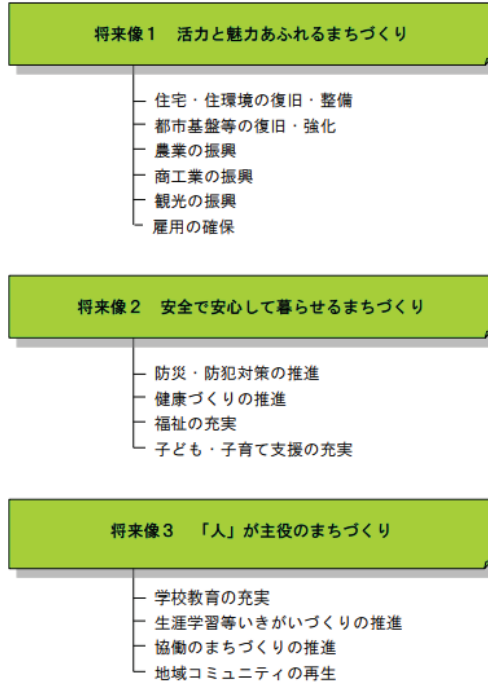


図 嘉島町復興計画の内容

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

③復興計画の策定体制

- 以下に示す体制の下で策定された。

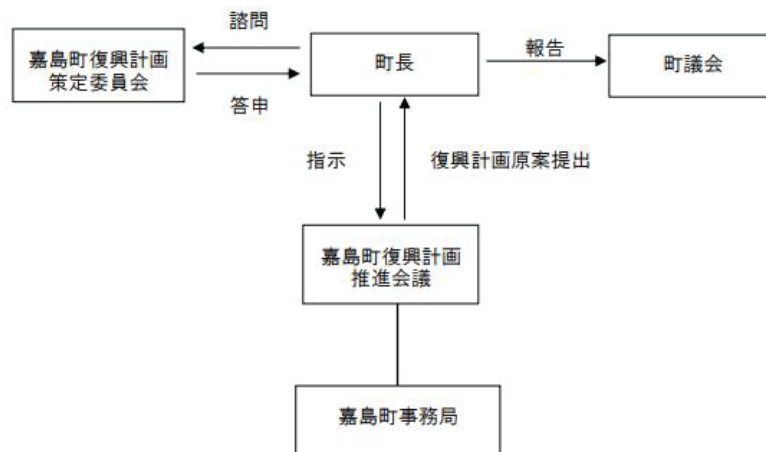


図 嘉島町復興計画の策定体制

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

【20160123】復旧・復興計画の策定（益城町）

①計画の目的と位置づけ

○位置づけ

- ・ 復興計画は、「第5次益城町総合計画」を基本としながら、震災によって新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえたものとした。
- ・ 平成33年度からの次期総合計画は、本復興計画との整合を図りながら、社会環境や経済情勢等、周囲を取り巻く状況の変化に対応した計画とした。

$$\text{復興計画} = \text{第5次益城町総合計画} + \alpha$$

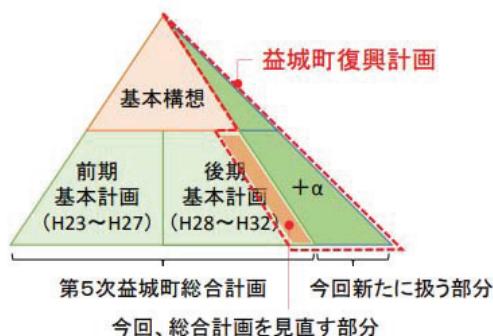


図 益城町復興計画の位置づけ

（出典）益城町「益城町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 復旧・復興のビジョンを実現するまでの期間は10年間とした。
- ・ この計画期間を、復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の3期に分けて、それぞれの期間ごとに復旧・復興施策の目標を設定した。
 - 復旧期：平成28年度から平成30年度までとした。
 - 再生期：平成31年度から平成34年度までとした。
 - 発展期：平成35年度から平成37年度までとした。

計画期間10年（目標：平成37年度）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
益城町復興計画	復旧期			再生期				発展期		

図 益城町復興計画の期間

（出典）益城町「益城町復興計画」

○計画の内容

- ・ 「住民生活の再建と安定（くらし復興）」、「災害に強いまちづくりの推進（復興まちづくり）」、「産業・経済の再生（産業復興）」の3つの理念に基づき、復興計画が策定された。
- ・ 単に震災前の町の姿を復旧するだけでなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けて、新しい視点でまちづくりの姿を描き、防災上必要なインフラ整備等を進めることを基本理念としている。

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 外部有識者及び地域代表等により構成された「益城町復興計画策定委員会」及びその下部組織とし

て3つの専門部会（「くらし復興専門部会」、「復興まちづくり専門部会」及び「産業復興専門部会」）を設置し、国・熊本県と連携し、復興計画を策定した。また、各専門部会では有識者アドバイザー3名に対し、必要に応じて意見を求めた。

- ・「益城町復興計画策定委員会」の委員長は、第1回委員会で互選により、鈴木桂樹 熊本大学法学部教授が選出された。

○計画の策定プロセス

- ・計画策定にあたっては、地域住民組織である「まちづくり協議会」が実施した地区別意見交換会、アンケートによる意向調査及び意見公募（パブリック・コメント）を反映した。
- ・益城町復興計画策定委員会を開催し、復興計画に対する住民意見を集約した。

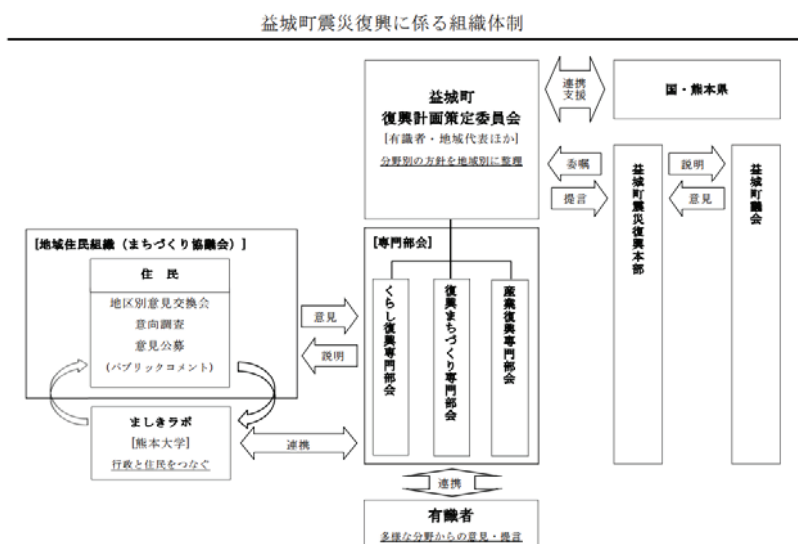


図 益城町復興策定体制

（出典）益城町「益城町復興計画」

益城町復興計画策定委員会設置要項	
<p>（設置）</p> <p>第1条 熊本地震の震災からの復興に向け益城町復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、益城町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。</p> <p>（2）復興計画案の作成及び調整に関すること。</p> <p>（3）その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>（1）学識経験を有する者</p> <p>（2）県議会議員</p> <p>（3）町議会議員</p> <p>（4）地域住民の代表者</p> <p>（5）公共的団体等の代表者</p> <p>（6）関係行政機関の職員</p> <p>（7）その他町長が必要と認める者</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名したものとす。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。</p> <p>3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。</p>	<p>（専門部会）</p> <p>第7条 委員会に、専門事項の調査研究及び復興計画の素案の作成のため、専門部会を置くことができる。</p> <p>（オブザーバー）</p> <p>第8条 委員会及び専門部会に、オブザーバーを置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、必要に応じて会議及び専門部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>（報告）</p> <p>第9条 委員長は、復興計画案を作成したときは、町長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて策定の中間においても、その経過を報告するものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第10条 委員会の庶務は、復興課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、告示の日から施行する。</p>

図 益城町復興策定委員会設置要領

（出典）益城町「益城町復興計画」

表 益城町復興計画の策定経過

日付	内容
6月	
8日	益城町震災復興本部を設置 益城町復興計画策定委員会を設置
7月	
6日	第1回益城町震災復興本部を開催 益城町震災復興基本方針を策定
7日	復興に向けて区長との意見交換会を開催（～17日、全6回）
28日	「益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会」を開催（～8月20日、全14回）
8月	
5日	第1回益城町復興計画策定委員会を開催 益城町くらし復興専門部会を設置 益城町復興まちづくり専門部会を設置 益城町産業復興専門部会を設置
9日	第1回益城町産業復興専門部会を開催
10日	第1回益城町くらし復興専門部会を開催
11日	第1回益城町復興まちづくり専門部会を開催
20日	「益城町の復興に関する意向調査」アンケート調査を実施（全世帯）
24日	第2回益城町復興まちづくり専門部会を開催
9月	
1日	第2回益城町くらし復興専門部会を開催
2日	第2回益城町産業復興専門部会を開催
13日	第3回益城町復興まちづくり専門部会を開催
16日	第3回益城町くらし復興専門部会を開催
23日	第3回益城町産業復興専門部会を開催 策定委員会委員長及び各専門部会長との合同会議を開催
28日	第4回益城町復興まちづくり専門部会を開催
30日	第4回益城町産業復興専門部会を開催
10月	
7日	第2回益城町復興計画策定委員会を開催
12日	第2回益城町震災復興本部を開催 益城町復興計画骨子を策定

13日	「益城町復興計画づくりに関する小・中学生アンケート」の実施
17日	「益城町復興計画骨子に係る住民意見交換会」を開催（～22日、全7回）
27日	第5回益城町復興まちづくり専門部会を開催
11月	
1日	第5回益城町産業復興専門部会を開催
2日	第5回益城町くらし復興専門部会を開催
10日	第3回益城町復興計画策定委員会を開催
11日	第3回益城町震災復興本部を開催 益城町復興計画（案）を策定
15日	復興計画（案）に関する意見公募（パブリックコメント）の実施（～28日）
12月	
2日	第6回益城町復興まちづくり専門部会を開催
5日	第6回益城町くらし復興専門部会を開催 第6回益城町産業復興専門部会を開催
8日	第4回益城町復興計画策定委員会を開催
12日	第4回益城町震災復興本部を開催 益城町復興計画を決定
20日	益城町復興計画の町議会承認

（出典）益城町「第1回益城町復興計画策定委員会」

表 益城町復興計画策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	熊本大学法学部 教授
副委員長	益城町議会
委員	熊本大学工学部 教授
委員	熊本大学減災研究教育センター特任准教授
委員	熊本県立大学総合管理学部 准教授
委員	熊本学園大学社会福祉学部 教授
委員	熊本学園大学経済学部 准教授
委員	県議会
委員	町議会 2名
委員	飯野校区区長会
委員	広安校区区長会
委員	木山校区区長会
委員	福田校区区長会
委員	津森校区区長会
委員	町消防団
委員	町民生児童委員
委員	町老人会 2名
委員	町PTA
委員	町校長会
委員	町商工会
委員	上益城農業協同組合
委員	町社会福祉協議会
委員	県県央広域本部

※委員長・副委員長は第1回委員会で互選により選出。

（出典）益城町「第2回益城町復興計画策定委員会」より作成